

【 料金表 】

令和 8 年 4 月 1 日

● 設計住宅性能評価・長期使用構造等確認申請（新築） 料金表

別表 2-1

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	評価方法基準 1-1 耐震等級に係る 構造評価方法	評価方法基準 5-1 断熱等性能等級に係る 外皮評価方法			長期単独、 評価・長期併願 の加算
		標準計算	仕様基準	等級 1	
下記以外の一般住宅	構造計算書付き	90,000	72,000	54,000	+6,000
	仕様規定	58,000	40,000	22,000	
型式性能認定住宅	構造計算書付き	70,000		54,000	
	仕様規定、型式	38,000		22,000	

※「他業務活用減額」 当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。又、他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は以下の減額幅に 0.5 を乗じて適用とする。

①評価方法基準 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）  
構造計算書付き 32,000 円、仕様規定 5,000 円（確認申請は活用不可）

②評価方法基準 5-1 断熱等性能等級かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級  
標準計算 36,000 円、仕様基準 18,000 円

別表 2-2

共同住宅等（共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅）（消費税込み、単位：円）			
住宅の種別	床面積	設計住宅性能評価料金（※）	長期単独、 評価・長期併願 の加算
下記以外の一般住宅	A < 300	$58,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	36,000 +3,000 × M
	$300 \leq A < 500$	$95,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$500 \leq A < 1,000$	$160,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$1,000 \leq A < 2,000$	$270,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$2,000 \leq A < 3,000$	$340,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$3,000 \leq A < 5,000$	$420,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$5,000 \leq A < 7,000$	$690,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$7,000 \leq A < 10,000$	$840,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$10,000 \leq A < 15,000$	$1,250,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$15,000 \leq A < 20,000$	$1,450,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$20,000 \leq A < 30,000$	$2,100,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$30,000 \leq A < 40,000$	$2,400,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$40,000 \leq A < 50,000$	$3,150,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
$50,000 \leq A$	$4,700,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$		
型式性能認定住宅	A < 500	$57,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$500 \leq A < 1,000$	$84,000 + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	
	$1,000 \leq A$	1,000 m <sup>2</sup> 以上は一般住宅の料金表による	

A：「床面積」 評価対象建築物 1 棟の延床面積とする。

B：「選択項目数」 評価項目 10 分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。

M：「申請戸数」

※「他業務活用減額」 当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。又、他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は以下の減額幅に 0.5 を乗じて適用とする。

①評価方法基準 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）  
「確認申請手数料一覧表」における「構造計算書の審査がある建築物毎の確認申請手数料加算額」による。

②評価方法基準 5-1 断熱等性能等級かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級  
一戸当たり 5,000 円

共通特記事項

- 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
  - 直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。（新規で申請）
  - 当初の申請料金が他業務活用減額を適用している場合は、上表における他業務活用減額を適用しない料金に 0.5 を乗じた額とする。
  - 審査を伴わない変更申請については 4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。
- 評価書等の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。
- 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明申請の料金は 10,000 円（消費税込み）とする。
- 評価書等の再交付に係る料金は 4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

● 建設住宅性能評価（新築） 料金表

別表 2-3

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）				
住宅の種類	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
			ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン
下記以外の一般住宅	102,000	+27,000	P×39,000	P×51,000
型式性能認定住宅	73,000	+23,000		
P：「測定箇所数」 化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。				

別表 2-4

共同住宅、長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種類	床面積	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
				ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン
下記以外の一般住宅	A < 300	$28,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+50,000	P×17,000 +22,000	P×29,000 +22,000
	$300 \leq A < 500$	$38,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+95,000		
	$500 \leq A < 1,000$	$76,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+160,000		
	$1,000 \leq A < 2,000$		+270,000		
	$2,000 \leq A < 3,000$	$85,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+340,000		
	$3,000 \leq A < 5,000$		+420,000		
	$5,000 \leq A < 7,000$		+690,000		
	$7,000 \leq A < 10,000$		+840,000		
	$10,000 \leq A < 15,000$		+1,250,000		
	$15,000 \leq A < 20,000$		+1,450,000		
	$20,000 \leq A < 30,000$		+2,100,000		
	$30,000 \leq A < 40,000$	+2,400,000			
	$40,000 \leq A < 50,000$	$95,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+3,150,000		
$50,000 \leq A$	$114,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+4,700,000			
型式性能認定住宅	A < 500	$23,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+57,000		
	$500 \leq A < 1,000$	$45,000 \times N + (10,000 + 1,000 \times B) \times M$	+84,000		
	$1,000 \leq A$	1,000㎡以上は一般住宅の料金表による			
A：「床面積」 評価対象建築物1棟の延床面積とする。					
B：「選択項目数」 評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。					
M：「申請戸数」 原則申請戸数とする。					
N：「検査回数」 階数3以下は4回、階数4以上は5回（10階を含め、10階以降7階毎に+1回）。					
P：「測定箇所数」 化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。					

共通特記事項

1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、審査を伴わない変更申請について4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。又、直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。

2. 評価書等の再交付に係る料金は4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

## ● 料金返還表

(一財)大分県建築住宅センター住宅性能評価等業務規程第32条に定める料金の返還の額は、下表の(イ)欄の時期に応じた(ロ)欄の率に当該料金を乗じた額とする。

別表3

		(イ) 欄 返還の時期	(ロ) 欄 当該評価料金に乗ずる率
設計住宅性能評価	戸建住宅	業務規程第10条第5項(5)(C)に該当	1.00
	共同住宅		
建設住宅性能評価	戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
		第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.70
		第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
		上記以外で竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	0.20
	共同住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
		第1回の現場検査を実施した日から 竣工時(最終回)の現場検査を実施する前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※Jは申請の取下げの日までに すでに実施した現場検査の回数 とし、Nは検査回数